

## 1 事業名

所沢市水道事業給水条例の一部改正

## 2 事業の概要

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制が導入されたため、地方自治法に基づき指定の更新に係る手数料を定めるとともに、水道法施行令の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

指定の更新に係る手数料を、1 件につき 10,000 円とする。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

関係事業者への説明及び意見聴取

## 5 関係法令、基本計画との整合性

水道法、水道法施行令、地方自治法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第90号 所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(手数料)

第28条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(1) 指定給水装置工事事業者手数料

種別	単位	金額
指定	1件につき	10,000円
指定の更新	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付	1件につき	1,200円

(2) 設計審査手数料

工事種別	口径	単位	金額
新設	25ミリメートル以下	1件につき	1,500円
	25ミリメートル超 50ミリメートル以下	1件につき	3,000円
	75ミリメートル以上	1件につき	10,000円
改造、修繕、 撤去		1件又は1 栓につき	300円

(3) 工事検査手数料

工事種別	口径	単位	金額
新設	25ミリメートル以下	1件につき	1,500円
	25ミリメートル超 50ミリメートル以下	1件につき	3,000円
	75ミリメートル以上	1件につき	10,000円
改造、修繕、 撤去	25ミリメートル以下	1件につき	300円
	25ミリメートル超 50ミリメートル以下	1件につき	600円

(手数料)

第28条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(1) 設計審査（使用材料の確認を含む。）手数料

工事種別	口径別	手数料
新設（1件につき）	25ミリメートル以下	1,500円
	50ミリメートル以下	3,000円
	75ミリメートル以上	10,000円
改造、修繕、撤去（1 件又は1栓につき）		300円

(2) 工事検査手数料（1件につき）

種別	口径		
	25ミリメー トル以下	50ミリメー トル以下	75ミリメー トル以上
新設	1,500円	3,000円	10,000円
改造、修繕、撤去	300円	600円	2,000円

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,000円

75ミリメートル以上	1件につき	2,000円
------------	-------	--------

(4) 第31条第2項ただし書の確認手数料

1回につき 6,000円とメーターの個数に9,000円を乗じて得た額の合計額

(5) 略

2 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2・3 略

(4) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料

1件につき 1,200円

(5) 第31条第2項の確認手数料

1回につき 6,000円とメーターの個数に9,000円を乗じて得た額の合計額

(6) 略

2 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2・3 略